

「整備ナビゲーションサービス」サービス利用規約

本サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、NEC ネットズエスアイ株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「整備ナビゲーションサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。利用者は本規約に同意することを条件に本サービスの入会の申込を行い、当社がこれを承諾した者（以下「会員」という）が本サービスを利用することができます。

第1章 総則

第1条（適用）

本規約は、会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

1. 当社は会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は本規約変更後速やかに当社 Web サイトに変更後の規約をアップロードするものとします。
2. 当社が本規約を変更した場合、当社が別途定める場合を除き、変更後の規約が当社 Web サイトにアップロードされた時点で当該規約が効力を生じるものとします。
3. 本規約の変更後も引き続き会員が本サービスを利用する場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第2章 本サービスの内容

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは会員からの自動車整備（以下「整備」という）に関する問合せに対し、会員が整備を行う上で、参考となる整備情報を提供するサービスとなります。
2. 車種、問合せ内容により、整備情報を提供できないことがあります。
3. 整備に関する以外の問合せの情報提供は、原則できないものとします。

第4条（提供する整備情報）

本サービスが提供する整備情報は以下の一部または全部とします。

1. 本サービスで保有する整備情報
2. 日本自動車整備振興会連合会が提供する「FAINES」の参照すべきページ情報
3. YouTube などの公開されているネット情報の URL 情報
4. その他参考となる情報

第5条（通知の方法）

会員からの整備に関する問合せ及び本サービスが提供する整備情報の通知方法は以下の通りとなります。

1. 整備に関する問合せ方法は、本サービスの電子メール、Web 問合せフォーム、電話、FAX のいずれかとします。
2. 整備情報の通知方法は、電子メール、FAX、電話、ビデオ通話のいずれかとします。

第6条（問合せの受付時間）

本サービスの問合せの受付時間は、平日 9 時から 17 時までとします。

第3章 会員の登録

第7条（会員の条件）

会員は地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受け、かつ当社が承諾した事業者となります。

第8条（入会の申込）

入会の申込は、当社が定める「整備ナビゲーションサービス入会申込書」に必要事項を記入の上、当社に提出していただきます。会員登録の単位は、事業場または事業所毎となります。

第9条（会員登録の期間）

会員登録の期間は、会員登録した日から、第12条に定める会員登録抹消、または第18条に定める会員登録の強制抹消をした日までとします。

第10条（会員番号の付与と管理責任）

会員登録完了後に、問合せに使用する会員番号を当社から発行します。会員番号の使用や管理については、会員が一切の責任を持ち、本サービスの利用資格を当社及び会員以外の法人または個人(以下「第三者」という)に譲渡、貸与することはできないものとします。

第11条（会員登録属性変更の届出）

以下の会員登録属性に変更が生じた場合、変更が生じてから 1 か月以内に当社に届け出るものとします。

1. 事業場名または事業所名
2. 所在地
3. 電話番号、FAX 番号

4. メールアドレス
5. 連絡担当者

第12条（会員登録の抹消）

1. 会員を退会する場合は、退会希望日の1か月前までに当社が定める「整備ナビゲーションサービス退会届」に必要事項を記入の上、当社に提出するものとします。
ただし、第15条の規約により月額定額料金を徴収する会員は、月額定額料金を徴収する月から1年間は退会できないものとします。また、月額定額料金を徴収する月から2年目以降も、1年間は退会できないものとします。
2. 会員が本規約に反すると認められた場合は、当社の判断にて会員登録を抹消できるものとします。

第4章 サービス料金

第13条（サービス料金）

1. サービス料金とは、本サービスを利用するにあたり会員にかかる入会金及び月額定額料金をいいます。
2. 2024年3月末日までは、サービス料金を無料とします。

第14条（入会金）

会員として初めて登録する時には入会金を徴収するものとし、その金額及び算定方法は別に定める「整備ナビゲーションサービス料金細則」によるものとします。

第15条（月額定額料金）

会員からは月額定額料金を徴収するものとし、その金額及び算定方法は別に定める「整備ナビゲーションサービス料金細則」によるものとします。

第16条（サービス料金の決済）

サービス料金の決済詳細は、別に定める「整備ナビゲーションサービス料金細則」によるものとします。

第5章 利用上の制約事項

第17条（会員の利用停止措置）

会員が以下のいずれかに該当する場合は、理由及び停止期間を当社から事前に通じた上で、本サービスの利用を停止することがあります。

1. 他の会員若しくは当社に不利益・不都合を及ぼす利用をした時
2. 本サービスのシステムデータベースを改ざん・破壊した時
3. 会員番号の管理が不適切な時
4. 本規約に定める事項に違反した時

第18条（会員登録の強制抹消と対抗措置）

第17条の規約により通知を受けた会員が、利用停止期間が経過しても第17条の該当状況に対する改善を怠っていると判断される時は、強制的に会員登録を抹消し、民法・刑法上の措置をとることができるものとします。

第19条（サービスの停止及び制限）

次の場合は、緊急等やむを得ない時を除き会員に予めその旨通知した上で、本サービスの一部または全部を停止することがあります。

1. 本サービスのシステムの定期保守または緊急保守を実施する時
2. 本サービスの実施が、第三者に不利益・不都合をきたした時
3. 天災、激甚災害、その他不可抗力など非常事態が発生した時、または発生する恐れが大きいと判断される時
4. その他、運用上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した時

第6章 会員の権利及び責務

第20条（会員の遵守事項）

会員は本サービスの利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

1. 本サービスで入手した情報の著作権は、当社または情報提供者に帰属しているため、これらの転載、改変、商業的利用などをしてはならない。また、第8条により登録された事業場内であっても、別のシステムへの転用・転載などをしてはならない。
2. 会員番号の管理責任を負うものとし、故意に第三者に提供してはならない。また、盗まれた場合は速やかに当社に通知して、その処置に従うこと。
3. 故意に、他の会員、情報提供者、当社等に不利益・不都合をもたらす行為は行わないこと。
4. 故意に、本サービスのシステムデータベースを改ざん・破壊する行為、またはこれを助長する行為は行わないこと。

第21条（会員からの情報提供）

1. 会員は、自らが保有する整備情報を提供することができます。提供の方法及び対価は、別途定める「整備情報の提供に関する方法及び対価」に示すものとします。

2. 提供する情報は会員自らが著作権を保有し、第三者の権利を侵害していないものとします。
3. 提供する情報の公開は、当社の判断に委ねるものとし、必要に応じて内容の変更や削除ができるものとします。

第 2 2 条（賠償義務）

本規約およびナビゲトサービス料金規約に定める会員の義務を履行せず、当社に損害を与えた場合、会員は当社に賠償の義務を負うものとします。

第 7 章 当社の責務及び免責

第 2 3 条（本サービスの維持管理）

当社は本サービスの運営が円滑に行われるよう、設備やデータベースの維持管理を適切に行うものとします。

第 2 4 条（サービス停止時の措置）

当社の責任に帰すべき事由により、本サービスが 1 か月以上停止した場合は、サービス停止期間の第 1 5 条に定める月額定額料金の請求を停止します。ただし、天災、激甚災害、その他当社の責めに帰すことのできない事由などにより、本サービスが停止した場合は、この限りではありません。

第 2 5 条（サービス終了時の措置）

本サービスは、当社の都合により終了することができるものとします。この場合は、サービス終了の 1 か月前までに会員に通知するものとします。

第 2 6 条（免責事項）

1. 本サービスの内、第 4 条に該当する整備情報は、参考となる整備情報であり、これらの情報の利用に伴う結果については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員が自己のパソコン、スマート端末等または当社が提供しないネットワークに起因して本サービスの利用を受けられなかった場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 2 7 条（機密保持）

当社は、本サービスに関して知り得た会員の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。

第28条（個人情報の取り扱い）

当社の本サービスにおける個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取り扱い細則」によるものとします。

第8章 反社会的勢力の排除

第29条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び会員は、自己または自己の代理人が、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という)
 - （2）暴力団員等が経営を支配している、または実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して以下各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名譽や信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （2）自ら又は第三者を利用して、相手方に対し自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝える行為
3. 当社は、会員が前二項各号のいずれかに該当した場合、直ちに第17条に定めるサービス停止及び第18条に定める会員登録の抹消を行うことができるものとします。

第9章 その他

第30条（合意管轄等）

1. 本サービスに関連して会員と当社の間で問題が生じた場合は、両者が誠意をもって協議の上、解決するものとします。
2. 前項の協議によっても解決を図ることができず、やむなく訴訟による場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（その他）

本規約に記載のない実施上必要な細目については、会員と当社との協議によって定めるものとします。